

# 入 札 の 手 引 き

神戸市行財政局契約監理課

本市が行う工事請負競争入札に参加する場合に、この手引きを参考にしてください。なお、この手引きはあくまでも参考ですので、実際の入札に当たっては、入札説明書や入札説明書共通事項、指名通知書、関係要綱や要領などをよくお読みください。また、地方自治法、同法施行令、本市契約規則その他関係法令についても参照してください。

## 1. 本市の入札方式と対象額について

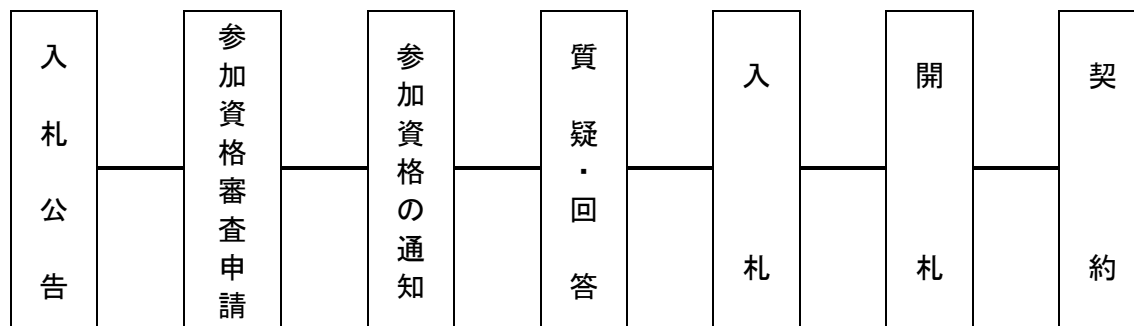
入札方式	対象額（予定価格（消費税込））
一般競争入札（政府調達協定）	22億8千万円以上
制限付一般競争入札 （事前審査又は事後審査型）	22億8千万円未満
指名競争入札	工事の性質又は目的が一般競争入札に適さない等、地方自治法施行令第167条に該当する場合

## 2. 電子入札について

本市では、原則として全ての案件を電子入札により行っています。この手引きは、電子入札による手順で作成しています。

電子入札に参加するためには、認証カードの取得と、電子入札システム上での利用登録が必要です。

## 3. 一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順



### (1) 入札参加資格の確認

入札の情報は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) に随時掲載しますので、まずはそれぞれの工事の公告や入札説明書を確認してください。また、入札説明書共通事項も必ず併せてお読みください。

公告や入札説明書には、個別案件ごとに、入札に参加する者に必要な資格を記載しており、入札説明書共通事項には共通の必要な資格を記載しています。これらの資格を満たす者であれば誰でも入札に参加することができます。

また、入札参加の判断は、日程などの入札条件や設計図書等（設計書・仕様書・図面等）なども十分確認のうえ行ってください。

### (2) 制限付一般競争入札の審査方法の確認

制限付一般競争入札には、入札前に参加資格の審査を行う事前審査のものと、開札後に落札候補者についてのみ参加資格の審査を行う事後審査型の2種類があり、入札の手順が相当異なります。

事後審査型を採用している案件は、公告や入札説明書の「1 入札に付する事項」の「その他」欄にその旨を記載しています。記載がなければ、事前に審査を行なう通常の制限付一般競争入札です。

この手引きでは、事前審査型制限付一般競争入札の手順を紹介しています。事後審査型制限付一般競争入札に参加する場合には、別途、「事後審査型制限付一般競争入札の手引き」をご覧ください。

### (3) 入札参加資格の審査の申請

入札に参加するためには、入札参加資格の有無についての審査を申請する必要があります。申請は、兵庫県電子入札共同運営システムにログインし、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「競争参加資格確認申請書」の提出の手続を行ってください。

また、入札案件によっては、施工実績などを契約監理課まで持参等により提出いただくものもありますので、入札説明書をよく確認してください。

### (4) 入札参加資格の審査の結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、個別案件ごとに、入札説明書に記載した日に電子入札システムで通知します。

### (5) 質疑

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。質疑は、電子入札システムの調達案件概要に表示した入札説明書説明請求期限までに、契約監理課に提出してください。なお、質疑は、電子入札システムでなく、電子メール (nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp) で送付し、電話にて到達確認を行ってください。

## (6) 入札

入札に当たっては、設計図書等をよく確認のうえ、積算をしてください。入札は、個別案件ごとに、公告や入札説明書に記載した日時に電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません（電子入札システム上は、入札書送信後でも辞退申請が可能ですが、辞退を承認することはありません）。

また、入札後は、設計図書や入札説明書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムで辞退届を送信するなど所要の手続きを行ってください。入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

## (7) 内訳書の提出

全ての入札において、入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めています。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札が無効となります。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。

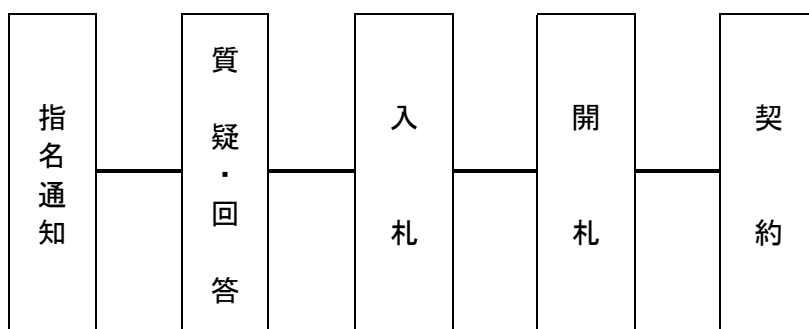
## (8) 開札

開札は、個別案件ごとに、公告や入札説明書に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

## (9) その他

上記の入札の手順の詳細は入札説明書共通事項に記載していますので、ご確認ください。

## 4. 指名競争入札の手順



### (1) 指名通知

指名の通知は、電子入札システムで行います。通知を受けたときは、通知書に記載されたパスワードを用いて、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページから当該案件の設計図書（設計書・仕様書・図面等）を確認してください。

また、通知書に記載された他の事項も必ず確認してください。

### (2) 質疑

指名通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。質疑は、電子入札システムの調達案件概要に表示した入札説明書説明請求期限までに、契約監理課に提出してください。なお、質疑は、電子入札システムでなく、電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）で送付し、電話にて到達確認を行ってください。

### (3) 入札

入札に当たっては、設計図書等をよく確認のうえ、積算をしてください。入札は、個別案件ごとに、通知書に記載した日時に、電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません（電子入札システム上は、入札書送信後でも辞退申請が可能ですが、辞退を承認することはありません）。

また、入札後は、設計図書や指名通知書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムで辞退届を送信するなど所要の手続きを行ってください。入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

### (4) 内訳書の提出

全ての入札において、入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めます。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札が無効となります。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。

#### (5) 開札

開札は、個別案件ごとに、通知書に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

### 5. 入札の中止等について

不正な入札が行われるおそれがあると認められるときや災害その他やむをえない理由があるときなどは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

### 6. 無効となる入札

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なるとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

### 7. 落札者の決定について

- (1) 落札者は、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最も低い価格で入札した者となります。
- (2) ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 当該工事の予定価格が5億円以上又は総合評価落札方式による入札である場合は、原則として低入札価格調査制度の適用対象工事となります。最低入札価格が調査基準価格を下回っている場合、落札保留のうえ低入札価格調査（契約内容に適合した履行が可能かどうかの調査）をし、落札者を決定します。

低入札価格調査を実施する場合は、調査対象者ならびに入札参加者に電子入札システムにより保留通知書を送付します。調査対象者は、低入札価格調査手続要綱第7条に係る資料を直ちに提出してください。提出資料の様式は兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページから取得することができます。

- ② 当該工事の予定価格が5億円未満である場合は、原則として最低制限価格制度の適用対象工事となります。最低制限価格を下回る価格での入札は失格となります。ただし、当該工事の予定価格が5億円未満であっても、総合評価落札方式による入札の場合

合は、低入札調査制度の適用対象工事となります。

③ なお、本市では、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は事後公表としていません。

(3) 開札の結果、落札者となるべき者が、同価格により2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

## 8. 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法は、「兵庫県電子入札共同運営システムトップページ」→「神戸市トップページ」→「ページの目次」→「各種規程等」→「各種規程（工事関係）」に掲載している「工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法」をご覧ください。

## 9. 契約の締結について

- (1) 開札結果の通知後、落札者は、直ちに契約監理課に契約関係書類を取りにきてください。また、同日中に工事担当課に打ち合わせに行くか、連絡をいれてください。
- (2) 契約手続きは、落札決定の日を含めて5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く）以内に行ってください。5日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、指名停止の対象となります。
- (3) 工期の始期日は、契約締結日の翌日とします（本市の休日にあたる場合も翌日とします）。ただし、余裕期間制度による場合は、この限りではありません。
- (4) 契約手続きの際、行財政局契約監理課に提出する書類は、契約書の表紙部分に記載しておりますので、よく読んでおいてください。
- (5) 「工事請負契約書」（請負人用）は、契約書提出から概ね1週間後に、名刺等の提示により当該事業者である旨を確認のうえお渡しいたします。契約監理課窓口カウンターにて契約書の受け取りに来庁された旨をお申し出ください。（契約監理課からは特に連絡いたしません）。

## 10. 契約保証金について

(1) 契約保証金は、工期が30日を越え、かつ請負金額（税込）が1千万円以上の請負契約を締結する場合に必要です。契約保証金は、請負金額の3%以上です。

なお、政府調達協定一般競争入札による契約及び低入札価格調査を経た契約については、契約保証金は、請負金額の10%以上です。

(2) 契約保証金は、現金または小切手で納付していただきますが、神戸市債や国債で納付することもできます。

また、履行保証保険の保険証書、金融機関の保証書、履行ボンド等でも構いません。

ただし、保証期間は工期プラス1カ月としてください。また、履行保証保険を利用する場合、保険の始期は契約日としてください。

## 1 1. 担保期間について

担保期間は、設計図書で定められた期間です。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書で定められた期間の2倍の期間となります。

## 1 2. 前払金について

(1) 請負金額が百万円以上の工事の場合は、原則として請負金額の4割以内で前払金を受けることができます。ただし、仕様書等で前払いについて特例を記載している場合がありますので、ご注意ください。

(2) 前払金の申請書は、契約監理課に用意しています。説明事項を参考にして、所定の書類に必要事項を記入し、保証証書（正・控とも）を添付して、契約監理課へ提出してください。

（請求書の伝票は、工事によって異なりますので、窓口で確認してください。）

## 1 3. 談合行為等について

本市の入札に当たり、談合行為等を行って契約を締結したことが判明した場合は、契約約款の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。さらに、指名停止及び入札参加資格停止措置の対象にもなります。公共工事の入札参加資格者としての社会的信用にこたえるため、入札情報の部外者への漏洩など、疑念を抱かれるような行為は慎んでください。

## 1 4. 入札参加資格の認定（登録）について

(1) 本市の入札に参加するためには、入札参加資格の認定を受ける必要があります。認定は、原則として2年間（追加登録の場合は残りの期間）有効です。また、認定に際して、一部の業種では格付けを行っています。

(2) 認定の申請は、申請受付期間を定めて行っています（政府調達協定一般競争入札への参加の認定はこの限りではありません）。申請受付期間や申請方法などについては、しかるべき時期に兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページなどに掲載しますので、申請を希望される方はご注意ください。

(3) 公共工事（請負金額5百万以上、ただし建築一式は15百万円以上）を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を受けていなければなりません。

(4) 認定の期間中に新たに経営事項審査を受けられた方は、必ず経営事項審査結果通知書

のコピーを契約監理課に提出してください。

(5) 入札参加資格の認定を受けた者が、一定の要件に該当した場合には、指名停止を行います。指名停止の要件など詳細については、神戸市指名停止基準要綱をご覧ください。

また、本市の契約で談合があった場合や、本市の契約を正当な理由なく履行しなかった場合など、神戸市契約規則第3条第2項に該当する場合には、入札参加資格の取り消しや一定期間の入札参加停止の対象にもなります。

## 15. 総合評価落札方式について

本市では、一部の工事案件で総合評価落札方式を実施しています。同方式は、入札の手順や提出書類など、この手引きで示したものと異なるものがありますので、入札に参加される場合には、当該案件の入札説明書や神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領をよくお読みください。

## 16. 共同企業体の適正な運営について

共同企業体の運営に当たっては、構成員相互間の意思疎通を十分に図り、入札価格の決定、実行予算の作成、下請負人の決定等、重要事項については代表者のみで決定せず、共同企業体の意思決定機関である運営委員会において協議の上、決定すること。

(R4.4.1)